

建設市場整備推進事業費補助金交付要綱

第1編 共通事項

(通則)

第1条 建設市場整備推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「社会資本の整備と管理の担い手」・「地域の守り手」としての役割を担う建設業において、従業員数の減少や現場の急速な高齢化が深刻化する一方、全国的に災害の激甚化・頻発化が顕著となっている中、発災時の応急復旧対応力の強化や建設現場における生産性向上に資する経費の一部を国が補助することにより、建設業が将来にわたってその役割を果たし続けられるようにすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「建設市場整備推進事業費補助金」とは、前条の目的を達成するために、次号に掲げる事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、発災時の応急復旧作業の安全性等を高めるために実施する、ICT機器を積極的に活用した防災訓練等に要する費用の一部を助成する事業(以下「地域の守り手」となる建設業のICT活用促進事業」という。)をいう。
- 三 「補助対象団体」とは、建設市場整備推進事業費補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 国土交通大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象団体に対し補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

2 この補助金の補助対象団体、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるものとする。

第2編 建設市場整備推進事業(「地域の守り手」となる建設業のICT活用促進)

(交付の目的等)

第5条 近年、災害の激甚化・頻発化が顕著となっている中、応急復旧作業に従事する作業員の安全確保にはこれまで以上に配慮が求められる。建設工事におけるICT機器は技術開発・研究が急速に進みつつあり、作業員の安全確保に非常に大きな効果を有することが期待されている。他方で、被災地での作業現場を含めた建設工事現場においてはICT機器の利活用が必ずしも十分に普及が進んでおらず、工事現場におけるICT機器の活用方法を習得していない建設業者及び作業員が多い。そこで本補助金では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき防災訓練が義務づけられている指定公共機関(建設業に係る団体に限る。)に対して、ICT機

器(例:ICT建機、ウェアラブルカメラ、ドローン、3Dレーザースキャナ、次世代衛星通信サービス等)の導入等を含む防災訓練に係る費用を支援することにより、作業員のICT機器活用の技術習得及び発災時における対応体制の強化を図ることで応急復旧活動の安全性及び効率性を高めるとともに、発災時以外には当該ICT機器の活用により、機器への習熟を高めるとともに建設現場における生産性向上に資することを目的とする。

(補助金交付申請)

第6条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受けようとする民間団体(以下「交付申請者」という。)は、国土交通大臣に対し、様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 国土交通大臣は、前条第1項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第2による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

2 第6条第1項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 適正化法第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げについて、第7条の交付決定を受けた民間団体は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第3による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第10条 補助対象団体は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容(ただし、補助対象事業の目的等に関係がない細部の変更であると認める場合を除く。)
- 三 補助対象事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

(交付の変更決定)

第11条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助対象団体に補助金の変更交付決定を行うものとする。

（交付の変更決定の通知）

第12条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第5による交付決定変更通知書により補助対象団体に通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第13条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助対象団体は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、国土交通大臣に様式第6による交付変更申請取下書を提出するものとする。

（補助対象事業の経理等）

第14条 補助対象団体は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象団体は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から5年間、国土交通大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（契約等）

第15条 補助対象団体は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象団体は、補助対象事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第1別添に準じて届出書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 補助対象団体は、補助対象事業のうち間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。

4 補助対象団体は、第1項又は第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を取ることとする。

5 補助対象団体は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、国土交通省から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、国土交通大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

6 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は国土交通大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

7 前6項までの規定は、補助対象事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(事故の報告)

第16条 補助対象団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による事故報告書を国土交通大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 補助対象団体は、適正化法第12条の規定による遂行及び収支状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8による遂行状況報告書を提出するものとする。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第18条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助対象団体にその遂行等を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、補助対象団体が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第19条 補助対象団体は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、国土交通大臣に様式第9による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助対象団体は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第9による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 補助対象団体は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、国土交通大臣は期限について猶予することができる。

4 第6条第2項ただし書に該当する補助対象団体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

5 第6条第2項ただし書に該当する補助対象団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額に補助率を乗じて得た金額(前項の規定により減額した補助対象団体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第10の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20条 国土交通大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容(第11条に基づく変更決定をした場合には、その変更決定内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象団体に様式第11による交付額確定通知書を通ずるものとする。

(補助金の支払)

第21条 国土交通大臣は、前条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象団体に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助対象団体は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12による補助金支払請求書又は様式第13による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(是正のための措置)

第22条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象団体に対して命ずることができる。

(交付決定の取り消し)

第23条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象団体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助対象団体が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 補助対象団体が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
(補助対象団体の責に帰すべき事情による場合を除く。)
 - 五 補助対象団体が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
 - 六 補助対象団体が、災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関に該当しないこととなった場合
- 2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項の規定に基づく取消しである場合には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助対象団体が受領した日から納付の日までの期間に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 国土交通大臣は、補助金の返還を命じ、これを補助対象団体が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第24条 国土交通大臣は、補助対象団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助対象団体にその額の返

還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第25条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあつては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあつては、返還の命令に付した日とする。

（補助対象事業の検査等）

第26条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助対象団体に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式による証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第27条 補助対象団体は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助対象団体から補助金の交付を受けた民間団体（以下この節において「間接補助対象団体」という。）その他の第三者の秘密情報（間接補助対象団体が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象団体は、補助事業の一部を第三者（以下この節において「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象団体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象団体による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第28条 補助対象団体は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際付す条件）

第29条 補助対象団体は、間接補助対象団体に補助金を交付するときは、第5条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

一 補助金の交付を受けた間接補助対象団体が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助対象団体の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

二 補助対象団体が、間接補助対象団体が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、そ

の収入の全部又は一部を補助対象団体に納付させることがあること。

三 間接補助対象団体は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

- 2 補助対象団体は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 補助対象団体は、第19条第5項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接補助対象団体から補助対象団体に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第30条 補助対象団体は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない(国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。

- 2 補助対象団体が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助対象団体は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

建設市場整備推進事業		
補助対象団体	補助対象経費	補助率(間接補助事業の補助率)
民間団体(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第5号に規定する指定公共機関であって、建設業に係る団体に限る。)	(1)間接補助事業に要する経費 発災時の応急復旧を想定した防災訓練に際し、作業員の技術習得及び発災時における対応体制の強化による安全性の向上に資するICT機器の導入ならびに発災時以外も含めた建設現場における生産性向上を目的とする当該ICT機器の活用等に要する経費	(1) 間接補助事業に要する経費 1/2以内
	(2)事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費(通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの)	(2)事務経費 (1)の間接補助事業に要する経費として交付される額の 10%を上限(消費税が発生する場合は別途対象となる。)とする。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

（申請者）
住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金交付申請書

建設市場整備推進事業費補助金交付申請書について、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の着手及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 補助金申請額

_____円

3. 別紙関係書類

(別添)

第 令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金に関する再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に関しまして、下記のとおり申請しますので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の履行（予定）者の住所及び氏名
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
3. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
4. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
5. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠
6. その他特記事項

以上

第 号
令和 年 月 日

補助対象団体 殿

国 土 交 通 大 臣

建設市場整備推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった建設市場整備推進事業費補助金については、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 8 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2. 補助対象団体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び建設市場整備推進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第3（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和8年1月30日付け国不建第174号）第9条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

様式第 4（第 10 条関係）

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金交付決定変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 10 条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象団体 殿

国 土 交 通 大 臣

建設市場整備推進事業費補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更交付申請のあった標記補助金にかかる交付決定を以下のとおり変更したので、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 12 条の規定に基づき、通知します。

記

1．変更後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

2．補助対象団体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び建設市場整備推進事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金交付変更申請取下書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定変更通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容変更の申請を、下記の理由につき、取り下げたいので建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 13 条の規定に基づき届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金事故報告書

建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和8年1月30日付け国不建第174号）第16条の規定に基づき、補助対象事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1. 事故の原因
- 2. 事故にかかる金額 円
- 3. 事故に対して採った措置
- 4. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第8（第17条関係）

第
令和 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和8年1月30日付け国不建第174号）第17条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表

建設市場整備推進事業費補助金補助対象事業遂行状況表

補助対象団体名

(単位：円)

	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
合計					

(添付書類)

- ・ 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了（年度終了）実績について、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 19 条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了（年度終了）実績表

建設市場整備推進事業費補助金補助対象事業完了（年度終了）実績表

補助対象団体名 _____

(単位：円)

	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① ($E = C \times$ 補助率)	計上額 ② ($F = (C$ $- D) \times$ 補 助率)	補助金額 (B、E、 Fのいずれ か少ない 額)
合計							

(補助対象団体の添付書類)
参考となる書類

第 令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定(変更)通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱(令和8年1月30日付け国不建第174号)第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
金 千円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2. 補助金の額の確定時に減額した消費税等相当額
金 千円
- 3. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 千円
- 4. 交付金返還相当額 (3. - 2.)
金 千円

第 号
令和 年 月 日

補助対象団体 殿

国 土 交 通 大 臣

建設市場整備推進事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった建設市場整備推進事業費補助金
については、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 20 条
の規定により、以下のとおり確定したので、通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}
補助金の額	金	円	

第 令和 年 月 日 号

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱（令和 8 年 1 月 30 日付け国不建第 174 号）第 21 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金 円						
2. 概算払受領済額	金 円						
3. 今回請求額	金 円						
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ						
	住所	(〒 -)					
	フリガナ						
	氏名						
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 信用金庫 その他 支店 (その他:)						
6. 預金種別	普通預金		当座預金		別段預金		
7. 口座番号							

(注)
(1) 上記 4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
(2) 上記 5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
(3) 上記 6. は、普通預金・当座預金・別段預金のいずれかに○を付けること。
(4) 上記 7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

第
令和 年 月 日 号

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住所
名称
代表者

建設市場整備推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定(変更)通知のありました標記補助金について、建設市場整備推進事業費補助金交付要綱(令和8年1月30日付け国不建第174号)第21条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 交付決定(変更)通知額	金 円	
2. 概算払受領済額	金 円	
3. 今回請求額	金 円	
4. 残額	金 円	
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信 用 金 庫 そ の 他 (その他:)	
7. 預金種別	普通預金	当座預金 別段預金
8. 口座番号		

(注)

- (1) 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
 (2) 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。
 なお、その他の場合にあつては、金融機関名(例:〇〇農業協同組合)を記入すること。
 (3) 上記7.は、普通預金・当座預金・別段預金のいずれかに○を付けること。
 (4) 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者 (部 署 名) :
 (氏 名) :
 (連 絡 先) :

担 当 者 (部 署 名) :
 (氏 名) :
 (連 絡 先) :